

風致地区内行為協議書

年 月 日

吹田市長 あて

住 所
協議者
氏 名

〔法人にあつては
その名称及び
代表者の氏名〕

電話 ()

大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第3項の規定により、次のとおり協議します。

風 致 地 区 の 名 称	風致地区			
行為地の所在及び地番				
行為地の面積及び地目	面 積		地 目	1 田 2 畑 3 宅地 4 山林 5 原野 6 その他 ()
行 為 の 種 類	1 建築物等の新築、改築、増築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積			
行 為 の 目 的				
行 為 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			

注： 協議手続きを代理人が行う場合は、協議者の委任状を添付すること。